

まさかの
自動車事故に

あなたを
しっかりサポート

県共済の自動車事故費用共済制度

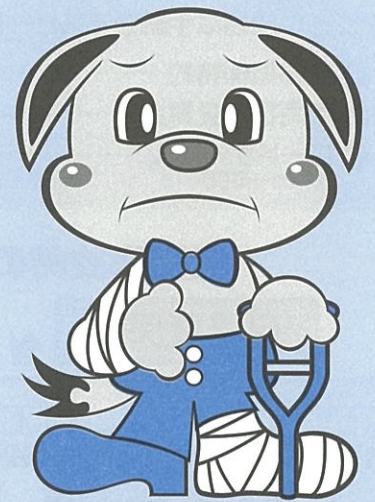
まごころ共済

あなたと同乗者の補償はもちろん
相手側のための補償も充実!

契約車両側のケガと死亡の補償

死 亡 ・ 後 遺 障 害		最高 300 万円
入 院	1日につき 1人	4,500 円
通 院	1日につき 1人	2,250 円
車両損害見舞金 ケガと死亡の補償の請求時に、契約車両に 3万円以上の損害があったとき (共済期間2回まで)		20,000 円
ロードサービス見舞金 事故または故障などによりロードサービス を利用したとき (共済期間1回のみ)		4,000 円

※入通院の日額は最高18,000円(365日限度)です。



相手側のケガと死亡の補償

死 亡 ・ 後 遺 障 害		最高 300 万円
死 亡 時 の 一 時 金		30 万円
入 通 院 の 一 時 金	合計 3日以上	30,000 円
入 院	1日につき 1人	4,500 円
通 院	1日につき 1人	2,250 円
対物担保特約 相手側の財物に損害が生じ、契約者に2万円 以上の負担があったとき (共済期間1回のみ)		30,000 円



※上記の金額を上限にあなたの経済的負担額をお支払いします。
※入通院の日数はあわせて365日が限度です。

万が一、あなたが人身事故を起こし 加害者になってしまったら...

そんなときの自己負担は想像以上になるケースがあります(死亡時の香典・葬儀費用、ケガならお見舞い費用、その他さまざまな費用)。まごころ共済は、自賠責・自動車保険とは別に契約車両側と相手側のケガと死亡の補償として最高300万円をあなたにお支払いすることにより、あなたの事故時の経済的な負担をしっかりとサポートするための共済制度です。

お支払い例①

あなたが追突して相手の方が亡くなりました。
(双方の車両も全損になった)

最高**300万円**をお支払い
(葬儀費用・香典・弁護士費用・喪失利益など)

そのうち、死亡一時金として**30万円**を
簡易な手続きでスピード支払い

- ⊕ 対物担保特約 **30,000円**
- ⊕ 車両損害見舞金 **20,000円**
- ⊕ ロードサービス **4,000円**
(レッカー牽引)

お支払い例②

出会い頭の衝突事故で相手の車の搭乗者3名が
それぞれ1日だけ検査通院。契約車両側の運転者
と同乗者1名が2人とも10日入院、10日通院。
(双方の車両も全損になった)

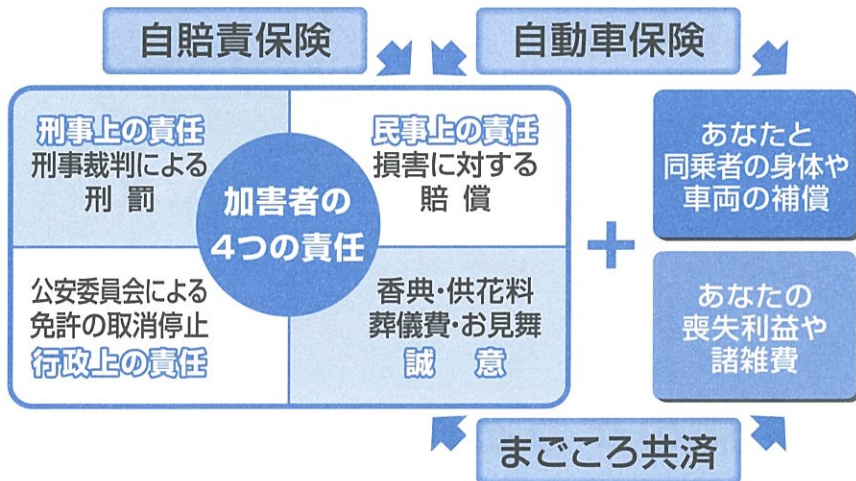
入通院の一時金(相手方) **30,000円**

入院費用 2人×10日×4,500円= **90,000円**

通院費用 2人×10日×2,250円= **45,000円**

- ⊕ 対物担保特約 **30,000円**
- ⊕ 車両損害見舞金 **20,000円**
- ⊕ ロードサービス **4,000円**
(レッカー牽引)

加害事故時のあなたの責任



車種	ナンバープレート	プレートの色	年払掛金	月払掛金
普通自動車	3・4・5・7	白	10,000円	1,000円
軽自動車	4・5・6・7	黄	5,500円	550円
普通貨物自動車(2t超)	1	白	17,500円	1,750円
普通貨物自動車(2t以下)	1	白	14,500円	1,450円

注) 事業用車両(緑・黒ナンバー)や二輪車はご加入いただけません。

このチラシは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。(H26.10.1現在)詳しい内容につきましては、パンフレット・約款・重要事項説明書等をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または県共済までお問い合わせください。
出資金について: 県共済は中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて県共済の共済にご加入いただく場合は、200円以上の出資金をお預かりいたします。(中小企業者以外の方は員外としてご加入いただけます。)
個人情報の取扱いについて: 県共済は、共済契約に関する個人情報、共済契約の履行、当組合の取り扱う商品・サービスの案内・提供などを行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先などに提供を行います。詳しくは、県共済のホームページをご覧ください。県共済までお問い合わせください。

お問い合わせは

■引受共済組合 兵庫の中小企業を補償でサポート!

兵庫県共済協同組合

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28

TEL.078-361-8080 FAX.078-371-6757

www.ken-kyosai.or.jp

